

議会受付番号	文書質問第 16 号
質問者	渡邊 昌一郎 議員
答弁する者	市長 (健康福祉部障害者福祉課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第16号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

平成28年11月24日の、東京新聞の記事によると、「深夜勤務割り増しの不足分5,000万円支払いへ」という、社会福祉法人ラファエル会に関する内容である。鎌倉市の補助金支払いは、基本的に執行後の支払いとなるが、内容（深夜勤務手当）について、チェックしていなかったのか？書類はどの様になっているのか？何故二年前までしかさかのぼらないのか？

2 質問の理由

市民の皆様への正確な情報提供、説明の為

3 答弁

社会福祉法人ラファエル会（以下「ラファエル会」という。）が対象となっている補助事業には、県条例で定められた基準を超えて職員配置を行い、かつ重複障害のある障害者の支援を行うグループホームに対し補助を行う「グループホーム介護支援事業」と、バリアフリー化されたグループホームで同事業を実施する場合に補助を行う「グループホーム重度障害者支援事業」があります。

これらは、職員人件費や利用者の食費、日用品費などの事業費、消耗品や賃借料などの事務費など、事業全体の費用の一部を補助しているものであり、人件費総額が適正かどうかの確認は行っていますが、深夜勤務手当に関する報告までは求めています。

ラファエル会には、補助金に係る書類として、申請時には補助金交付申請書、事業実施届、事業実施計画書、収入支出予算書の提出を求めています。そして業務完了後には事業実績報告書と合わせ、人件費総額も示された決算書の提出を求めています。

また、宿直や夜勤が法に基づいているかについては、神奈川県及び労働基準監督署が指導・監督をしています。

遡及期間については、労働基準法第115条により2年とされていることからだと認識しています。